審 議 会 資 料

がん登録オンラインシステム・全国がん登録システムに係る

個人情報の取り扱いについて

平成30年2月

健康医療部保健医療室健康づくり課

目次

全国がん登録システムに係る個人情報の取り扱いについて

１　全国がん登録　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　・・・・１

　２　がん登録オンラインシステム　　　　　 　　　　　　　　　　　・・・・２

　３　全国がん登録システム 　　　　　　　 　　　　　　　　　　　・・・・３

４　オンライン結合（大阪府個人情報保護条例第８条第４項）の妥当性について

・・・・３

５　その他　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・４

６　大阪府における国への提供状況について　　　　　　　　　 　・・・・４

がん登録等の推進に関する法律（概要版）　　　　　　　　　 　　・・・・別紙１

がん登録等の推進に関する法律（抜粋）　　　　　　　　　　　 　　・・・・別紙２

システム概要図　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　・・・・別紙３

全国がん登録届出票　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ・・・・別紙４

全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル ・・・・別紙５

がん登録における大阪府がん情報管理要領　　　　　　　　　 　　　・・・・別紙６

委託契約　個人情報取扱特記事項　　　　　　　　　　　　　　 　　・・・・別紙７

# がん登録オンラインシステム及び全国がん登録システムに係る個人情報の取り扱いについて

平成２８年１月１日に施行されたがん登録等の推進に関する法律（以下「がん登録推進法」）により、がんの罹患、診療、転帰等の状況の把握及び分析その他のがんに係る調査研究を推進し、がん対策の一層の充実に資するため、国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベースに記録・保存する「全国がん登録」が開始された。

「全国がん登録」において、都道府県は当該都道府県の区域内の病院等から届出がされた法で定められた届出対象情報について審査及び整理を行い、その結果得られた都道府県整理情報を国に提出することになっており、国が構築した「がん登録オンラインシステム」（病院等からの届出情報をデータベースに保存するためのシステム）及び「全国がん登録システム」（都道府県が届出情報を審査及び整理するためのシステム）を利用して提出している。

「がん登録オンラインシステム」を利用しない場合は、病院等は電子媒体等を大阪府に提出し、府はその情報を元に全国がん登録データベースへ入力する作業が必要であり、全国がん登録データベースへのウイルス感染のリスクや情報の移送における紛失等の恐れがある。

「がん登録オンラインシステム」及び「全国がん登録システム」は、届出情報を安全に移送するとともに、登録情報の精度向上及び事務の効率化を図るものであることから、利用するものである。

１　全国がん登録（別紙１参照）

（１）目的

全国がん登録により、がんの罹患、診療、転帰等の状況の把握及び分析その他のがんに係る調査研究を推進し、がん対策の一層の充実に資する。（がん登録推進法第１条）

（２）全国がん登録の流れ

①　病院又は指定された診療所（以下、「病院等」）の管理者は、原発性のがんについて、当該病院等において初回の診断が行われたときは、届出対象情報を都道府県知事に届け出を行う。（がん登録推進法第６条）

　※届出を行う期間は初回診断日の翌年の１２月３１日まで

②　都道府県知事は当該都道府県の区域内の病院等から届出がされた届出対象情報について審査及び整理を行い、その結果得られた都道府県整理情報を厚生労働大臣に提出する。（がん登録推進法第８条第１項）

③　厚生労働大臣は都道府県知事から提出された都道府県整理情報について審査及び整理を行い、全国がん登録データベースに記録する。（がん登録推進法第９条第１項）

（３）取り扱う個人情報（別紙４参照）

がん登録推進法第６条に定められた届出対象情報

一 　当該がんに罹患した者の氏名、性別、生年月日及び住所

二 　当該病院等の名称その他当該病院等に関し厚生労働省令で定める事項

三 　当該がんの診断日として厚生労働省令で定める日

四 　当該がんの種類に関し厚生労働省令で定める事項

五 　当該がんの進行度に関し厚生労働省令で定める事項

六 　当該がんの発見の経緯に関し厚生労働省令で定める事項

七 　当該病院等が行った当該がんの治療の内容に関し厚生労働省令で定める事項

八 　当該がんに罹患した者の死亡を確認した場合にあっては、その死亡の日

九 　その他厚生労働省令で定める事項

がん登録推進法第８条第１項に定められた都道府県整理情報

一 　当該がんに罹患した者の氏名、性別、生年月日及び住所

二 　当該がんに罹患した者の当該がんの初回の診断に係る住所（厚生労働省令で定める場合にあっては、厚生労働省令で定める住所）の存する都道府県及び市町村の名称

三 　診断により当該がんの発生が確定した日として厚生労働省令で定める日

四 　当該がんの種類に関し厚生労働省令で定める事項

五 　当該がんの進行度に関し厚生労働省令で定める事項

六 　当該がんの発見の経緯に関し厚生労働省令で定める事項

七 　当該がんの治療の内容に関し厚生労働省令で定める事項

八 　当該がんの診断又は治療を行った病院又は診療所に関し厚生労働省令で定める事項

九 　当該がんに罹患した者の生存確認情報（生存しているか死亡したかの別及び生存を確認した直近の日として厚生労働省令で定める日（死亡を確認した場合にあっては、その死亡の日及びその死亡の原因に関し厚生労働省令で定める事項）をいう。以下同じ。）

十 　その他厚生労働省令で定める事項

（４）要配慮個人情報の取扱いについて

　　がん登録推進法第６条に基づき、病院等が都道府県へ届出対象情報を届け出る場合は、本人の同意を得る必要はない。（個人情報保護法第１６条第３項第１号（利用目的による制限関係）及び第２３条第１項第１号（第３三者提供の制限関係）に該当）

２　がん登録オンラインシステム

（１）システムの概要（別紙３）

　　　情報漏えいの防止や都道府県・病院等の事務負担軽減のため、専用のネットワークを繋ぎ、オンラインで届出対象情報を届出することができるシステム。病院等が利用するインターネット回線接続のパソコンに、国立がん研究センターが提供するＶＰＮ※接続ツールをインストールし、ＶＰＮ回線を使用して接続する。がん登録オンラインシステムを利用することができない病院等の届出は、都道府県がん登録室が代行して全国がん登録データベースに保存する。

　※ＶＰＮ：インターネット上の拠点間を専用回線のように接続する仕組み。データの改ざ

ん、不正アクセス、のぞき見、ウイルス感染等を防止して、安全にデータのやり

取りを行うことができる。

（２）取り扱う個人情報（別紙４参照）

がん登録推進法第６条に定められた届出対象情報

３　全国がん登録システム

（１）システムの概要

　　　届出情報を審査・整理するために利用するシステム。サーバは国立がん研究センターに設置。都道府県がん登録室の操作端末は、内部に情報を持たないシンクライアントを使用し、セキュリティを確保するため、IP-VPNを利用した通信業者専用ネットワークでサーバと接続する。

（２）取り扱う個人情報（別紙４参照）

がん登録推進法第８条第１項に定められた都道府県整理情報

４　オンライン結合（大阪府個人情報保護条例第８条第４項）の妥当性について

　「がん登録オンラインシステム」を利用しない場合は、病院等は電子媒体等を大阪府に提出し、府はその情報を元に全国がん登録データベースへ入力する作業が必要であり、全国がん登録データベースへのウイルス感染のリスクや情報の移送における紛失等の恐れがあった。「がん登録オンラインシステム」及び「全国がん登録システム」は、届出情報を安全に移送するとともに、登録情報の精度向上及び事務の効率化を図るものであることから、オンライン結合が必要不可欠であり、次の２つの要件を満たすものである。

（１）公益上の必要性

がん登録推進法第８条第１項の規定により、都道府県は当該都道府県の区域内の病院

等から届出がされた届出対象情報について審査及び整理を行い、その結果得られた都道府県整理情報を国に提出することになっている。

病院等から都道府県への届出は国が構築した「がん登録オンラインシステム」を利用

し、都道府県から国への提出は同じく国が構築した「全国がん登録システム」を利用する。

これらのシステムは、ＶＰＮ回線（がん登録オンラインシステム）及びＩＰ－ＶＰＮ

網（全国がん登録システム）を使用して接続し、データの改ざん、不正アクセス、のぞき見、ウイルス感染等を防止して、安全にデータのやり取りを行うことができる。

さらに、本システムにアクセスするには、予め国に登録し、発行されたＩＤ、パスワ

ードを必要とする。

（２）個人の権利利益の保護対策

　①　がん登録推進法第２５条、第２８条、第２９条において、情報の保護等に関して下記のとおり規定している。

第２５条　都道府県知事（権限及び事務の委任を受けた者を含む）はがん情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止等適切な管理のために必要な措置を講じなければならない

第２８条　都道府県で全国がん登録の事務に従事する職員又は職員であった者は、その事務に関して知り得たがん情報等を漏らしてはならない（委任に係る事務に従事する者又は従事していた者も同様）

第２９条　都道府県で全国がん登録の事務に従事する職員又は職院であった者は、事務に関して知り得たがん情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で使用してならない（委任に係る事務に従事する者又は従事していた者も同様）

②　がん登録推進法及び厚生労働省ガイドラインに準拠して厚生労働省と国立がん研究センターが作成した「安全管理マニュアル」（別紙５）に沿って業務をすすめる。

５　その他

（１）本人収集の原則（大阪府個人情報保護条例第７条第３項）については、がん登録推進法第６条に病院等から届出対象情報を都道府県に届出することが義務付けられており、条例同項２号の法令又は条例の規定に基づくときに該当する。

（２）要配慮個人情報の原則的な収集禁止（大阪府個人情報保護条例第７条第５項）につい
ては、がん登録推進法第６条に病院等から届出対象情報を都道府県に届出することが義務付けられており、条例同項の法令若しくは条例の規定に基づくときに該当する。

（３）大阪府個人情報保護条例第１０条（委託に伴う措置等）については、以下のとおりである。

①　指定について（がん登録推進法第２４条第１項）

がん登録推進法第２４条第１項第１号及び第３号で定める都道府県知事の権限及び事務を委任することのできる者として、府の附属機関である大阪府がん対策推進委員会のがん登録等部会へ意見聴収の上、大阪国際がんセンターを指定した。

②　契約条件について

大阪国際がんセンターとの契約締結時に、「個人情報取扱特記事項」（別紙７）を定め、また「がん登録における大阪府がん情報管理要領」（別紙６）の遵守を契約条件に盛り込んでいる。

（４）がん登録推進法第１１条に規定する「死亡者情報票」の国への提出については、「死亡者情報票」は統計法に基づく基幹統計調査である人口動態調査を用い、人口動態調査オンライン報告システムを利用して提出しているが、このシステムは府が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態ではないことから、オンライン結合にあたらない。

６　大阪府における国への提供状況について

平成２８年症例について、１０２，１７０件を国に提出。現在も審査及び整理を行っている。